平成２９年（フ）第２３号
富山県高岡市城光寺15番地12
債務者　亀田　満代
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２４号
富山県高岡市伏木中央町３番20号　ケアハウス　伏木万葉の里、住民票上の住所富山県高岡市伏木古府２丁目２番16―33号　東古府市営住宅
債務者　亀田百合子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第８５号
山梨県西八代郡市川三郷町上野2291番地１
債務者　山本　千恵
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８９号
山梨県甲府市徳行４丁目１番２号　ヒルズ甲府101
債務者　朝田　浩史
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
長野県南佐久郡南牧村大字野辺山693番地148
債務者　臼井のり子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１８号
長野県小諸市乙女２番12号　コーポからまつ203
債務者　春原　　正
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２６号
長野県北佐久郡立科町大字茂田井2224番地
債務者　武重けさ子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２７号
長野県佐久市中込2286番地７
債務者　眞坂　順二
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１０７号
兵庫県姫路市睦町435番地１姫路城東鉄筋２号棟54号
債務者　松岡　誠治
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１１７号
兵庫県赤穂市加里屋91番地16
債務者　中川美智子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１２８号
兵庫県相生市旭１丁目８番６号
債務者　額田美紀こと　姜　　美紀
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１４５号
兵庫県加古川市平岡町一色797番地の258　昭和ハイム南芳605号
債務者　田口美智代
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１５５号
兵庫県神崎郡神河町東柏尾673番地の１コーポ柏尾201
債務者　林　　威夫
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１５６号
兵庫県姫路市網干区興浜1182番地１　アパルトマンあゆみＡ棟201、従前の住所兵庫県加古川市西神吉町辻484番地　西神吉辻住宅105号
債務者　勢川　明美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２０号
鳥取県境港市上道町699番地
債務者　杣山　孝則
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２１号
鳥取県境港市上道町699番地
債務者　杣山知栄子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部